

神戸市告示第52号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件  
(平成27年国土交通省告示第255号)第1第4項の特定行政庁が指定する区域及び定める時間を次のように指定する。

令和2年4月17日

(特定行政庁) 神戸市長 久元 喜造

1 指定する区域

神戸市全域 (用途地域が定められていない土地の区域に限る。)

2 定める時間 (単位 分)

30